

第2次

飛騨市男女共同参画基本計画

概要版

優しさと輝きあふれる飛騨市

- 認めあい 支えあい 未来を担う -



男女共同参画社会とは？

男女が性別に関わりなく、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を発揮することのできる社会が男女共同参画社会です。

男女共同参画社会の実現は二十一世紀の最重要課題として位置づけられています。

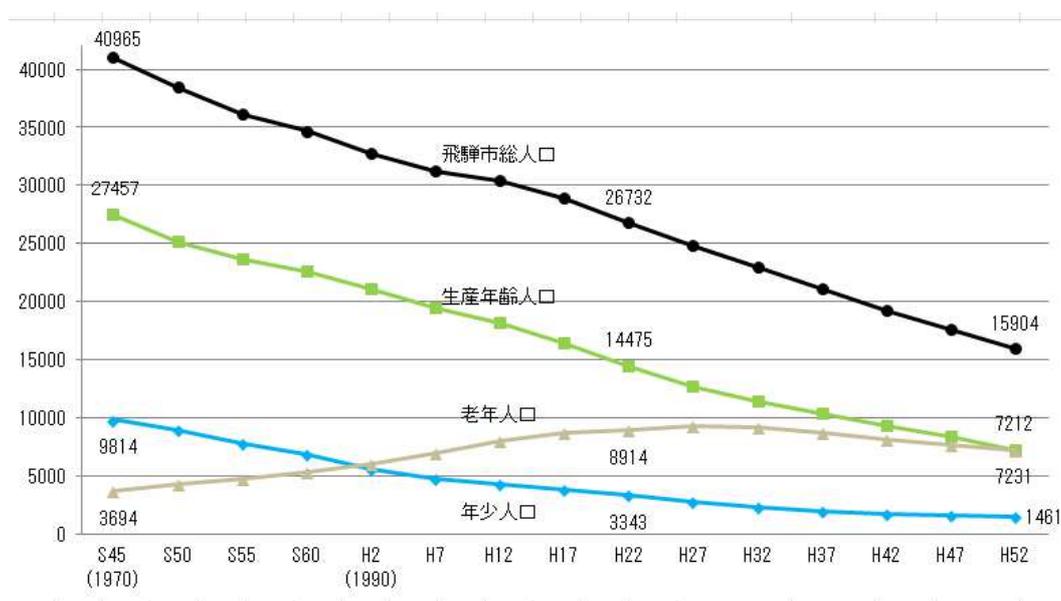
飛騨市の現状と男女共同参画推進の必要性

I 人口減少・少子高齢化

平成16年2月、合併当時約30,000人だった人口は、平成27年4月時点で25,709人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成52年の人口は平成22年より40.5%減少し、15,904人になると推計されています。今後、人口構成にも大きく変化が生じ、平成22年から平成52年までの30年間で年少人口（15歳未満）は56.3%減少し、比率は人口全体の1割を切ると推計されています。加えて、現在の年少世代が生産年齢世代となると、老年人口（65歳以上）が生産年齢人口（15歳～64歳）を逆転すると推計され、「超少子高齢化社会」の到来が予測されます。

人口減少及び少子高齢化は、経済成長の低下をはじめ、税や社会保障の負担の増大、地域社会の活力の低下など深刻な影響を及ぼすとともに、地域のコミュニティ機能や労働力の低下など私たちの生活に大きな影響を及ぼします。こうした状況を踏まえ、コミュニティ機能を維持し、飛騨市の将来像である「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現のためには、これまで以上に男女の性別や年齢に関係なく、多様性を認めあう社会の構築が求められているのです。

飛騨市の人口推計・年齢3区分別人口推移



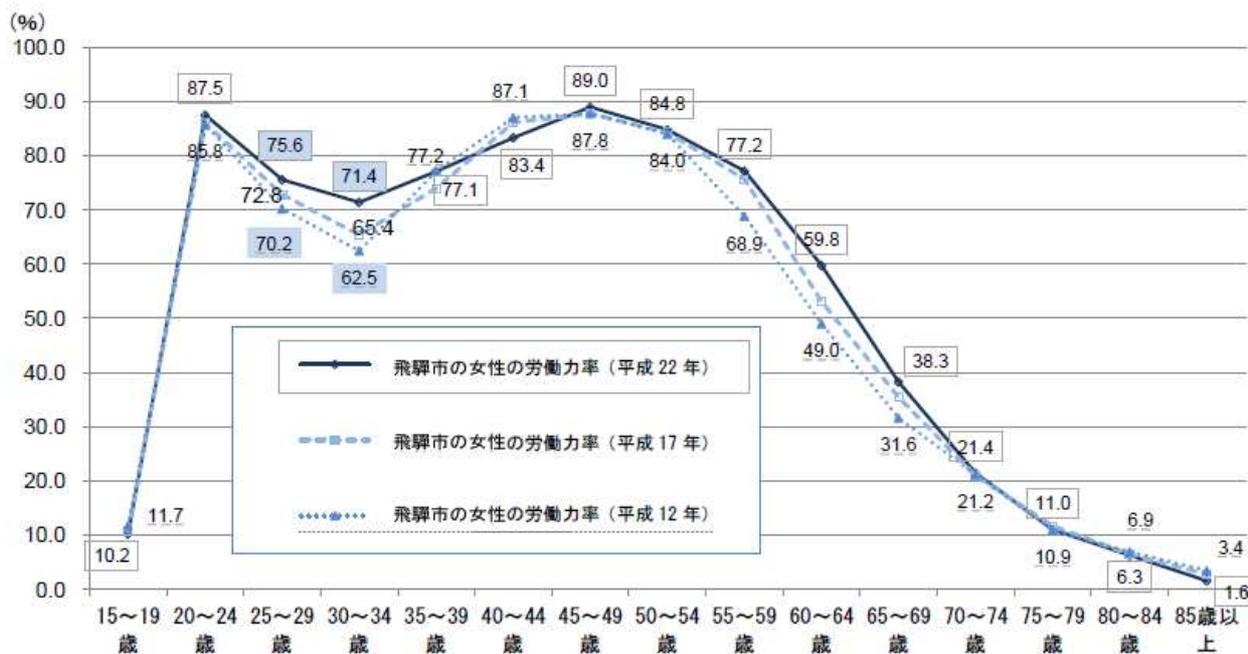
<典拠>総務省『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』より作成。

II 就労と男女共同参画

飛騨市の生産年齢人口に対する労働力人口の比率（労働力率）をみると、女性は20代後半から30代半ばにいったん落ち込む「M字カーブ」を描いています。これは結婚や出産、育児期にあたり、多くの女性が就業を中断していることが要因になっていると考えられます。労働力率を平成12年から平成22年までの時系列で比較した場合、M字カーブの「窪み」が浅くなる傾向に変化しており、女性の社会進出は一般的に認められつつあるといえます。

働きたいと希望をもちながら労働市場に参加できていない女性の存在は、人口減少が進む中、同市場において最大の潜在力です。

飛騨市の女性の労働力率推移



＜典拠＞「国勢調査」より作成。※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を基にしたデータを採用

III 介護と男女共同参画

現在、国全体でみると介護をしている570万人の過半数（290万人）は就労しています。そのうち40～50代の方は約6割（170万人）を占め、その4割は男性となっています。男性の介護への参加は進んでいるものの、依然として介護の負担は女性に集中しています。また、10年後の平成37年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護リスクの高まる75歳以上の人口のピークを迎えます。（2025年問題）

夫婦共働きの増加、晩婚化・生涯未婚率の上昇・兄弟人数減少などの社会情勢の変化により、男性も介護をしなければならない人が年々増加することが予想されます。

また、将来的には、男女を問わず介護に携わる人は増加します。介護者の負担を少しでも軽減できるように今のうちからその環境整備や支援体制を構築しておくことが重要です。

こんな飛騨市を目指しましょう！

家庭では・・・

家事や育児は女性の仕事だと決め付けていませんか？男女に関わらず、家事・育児・介護など家族で支えあい、助けあいましょう。



学校では・・・

男女に関わらず、子ども一人ひとりの個性や可能性に合わせて進路を決定していますか？子どもたち自らが希望する進路を実現できるようにしましょう。



職場では・・・

職場において、男性も女性もそれぞれの能力を十分に発揮して、いきいきと働ける職場環境を目指しましょう。

また、仕事と家庭・地域活動などバランスのとれた生活を送りましょう。



地域では・・・

男女に関わらず、世代を超えて地域の活動に積極的に参加しましょう。

地域の活動を通して、地域の間人間関係が広がり、地域への責任と愛着が深まります。市の新たな魅力も見つけられるはずです。



第2次飛驒市男女共同参画基本計画

目指す姿

優しさと輝きあふれる飛驒市

— 認めあい 支えあい 未来を担う —

1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年に「第1次飛驒市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画推進に関する施策や事業に取り組んできました。この度、第1次基本計画の計画期間が平成27年度で終了することから、これまでの取り組みを継承しつつ、現状や新たな課題に柔軟に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次飛驒市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。また、本計画は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）第6条に基づく推進計画を含む計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の推進

- ① 庁内体制の充実
- ② 飛驒市男女共同参画推進協議会との連携
- ③ 市民、事業者、関係機関との連携と協働
- ④ 計画の進捗状況管理（PDCAサイクルの徹底）

5 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会推進に向けた基盤づくり

「男性だから～」「女性だから～」といった固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、男女がお互いに人権を尊重し、多様な生き方や選択を可能にするためにあらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことができる意識の醸成とその基盤づくりを推進します。



< 具体的施策 >

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人権の尊重や男女平等に関する教育の実践 ✓ 個性・能力等を尊重した生徒指導・進路指導の充実 ✓ 男女共同参画を活用した進路指導 ✓ 保護者・教職員に対する男女平等教育の働きかけ ✓ 学校生活や運営における慣行の見直し
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 男女共同参画の理念に沿った学習環境の整備 ✓ 一時託児付き講座・講演会の拡充 ✓ 各種講座等の開催
市民における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民への意識啓発 ✓ 男女共同参画に関する講演会等の開催 ✓ 男性を対象とした啓発や実践的講座の開催
人権施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報等の啓発活動の推進 ✓ 人権教育の推進 ✓ 人権に関する講演会の開催
事業者における男女共同参画の推進 (※女性活躍推進法 推進計画関係)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者への情報提供の推進 ✓ 事業者での政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ✓ 事業者を対象にしたセミナー等の開催 ✓ 相談窓口の設置
市行政における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市職員への意識啓発 ✓ 分かりやすい男女共同参画の推進 ✓ 各種審議会等における女性登用の促進
男女共同参画に関する情報収集と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 男女共同参画の取り組みの見える化 ✓ 啓発普及資料の発行と情報提供の拡充 ✓ 広報及びホームページ等の表記の見直し
情報発信における環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総合的な情報発信の推進 ✓ 多様なメディアの活用

基本目標Ⅱ 男女がともに生きる社会環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現や多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図り、男女がともにいきいきと働き続ける環境づくりを推進します。

また、男女がともに子育て、介護を担う家庭づくりや、高齢者等の生活の自立支援など心身ともに健康で安心して生活できるまちづくりを進めていきます。



< 具体的施策 >

時代に相応した結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出会い創出事業 ✓ 出会い・地域活性化イベント実施補助事業 ✓ 地域資源を活用した出会い・飛騨市PRツアー開催事業
総合的な子育ての環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子育てに関する情報提供の推進 ✓ 地域子育て支援センターの事業推進 ✓ 乳幼児学級の推進 ✓ 地域子育て支援拠点事業の推進 ✓ 放課後児童健康育成事業（放課後児童クラブ）の充実 ✓ 市内保育園等における保育サービスの充実 ✓ ひとり親家庭における福祉の充実 ✓ 障がい者（障がい児）が暮らしやすい環境の整備
高齢者福祉と介護支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域包括ケアシステムの構築 ✓ 介護サービスの充実 ✓ 高齢者の健康増進及び活躍推進
雇用における男女均等な機会と待遇改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種制度の情報提供
ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 仕事と家庭生活の両立に向けた意識啓発と取り組みの見える化の推進
男女がともに働き続けられる労働条件と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働時間短縮等の促進 ✓ ポジティブ・アクションの推進 ✓ 男性の意識改革と女性の活躍推進 ✓ 起業・就職・再就職の支援 ✓ 飛騨市企業紹介サイトの充実
農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業委員会委員における女性登用の促進 ✓ 家族経営協定締結の促進
生涯を通じて健康な生活を確保できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生涯を通じた健康づくり体制の推進 ✓ 母子保健サービスの充実
地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域における学習機会の提供 ✓ 青少年育成推進事業の充実 ✓ 生きがいづくりの振興
防災・防犯活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 防災等における女性の参画促進

基本目標Ⅲ 人権が尊重されるまちづくりの推進（飛騨市DV対策基本計画）

年齢や性別に関わらず、個人が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができるまちづくりを推進します。また、DV等の暴力を根絶するために相談窓口や予防教育の充実を図っていきます。

本市では、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村計画を含む計画として位置づけています。



< 具体的施策 >

女性に対する暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性への暴力防止のための啓発 ✓ 関係機関との連携強化 ✓ 若年層からの予防教育の推進
セクシャルハラスメント等防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等防止のための啓発
あらゆる暴力の根絶に向けた予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子ども・高齢者・障がい者等への虐待防止 ✓ 情報を取得しやすい環境づくりと啓発 ✓ 相談支援機能の充実
安心して相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ノンストップで相談できる体制づくり ✓ カウンセリング体制の強化 ✓ 相談対応における職員等の質の向上
地域内の連携と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域での見守り・連携強化



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

相談窓口一覧

1人で悩んでいませんか？ 秘密は厳守されますのでお気軽に相談してください。

名称	相談内容	電話番号	受付日時等
飛騨市役所（ハートピア） 福祉課 福祉係	家庭児童相談 児童虐待・DV	0577-73-7483	月～金 8:30～17:15
飛騨市役所（ハートピア） 発達支援センター	障がい児・障がい者への 支援・相談	0577-73-7483	月～金 8:30～17:15
飛騨市役所 市民児童課 子育て支援係	児童虐待・DV ひとり親家庭の支援・相談	0577-73-7464	月～金 8:30～17:15
飛騨市役所 教育委員会 学校教育課	就学・不登校・いじめ等	0577-73-7494	月～金 8:30～17:15
飛騨子ども相談センター	18歳未満の子どもに関する あらゆる相談	0577-32-0594	月～金 8:30～17:15
ひだ障がい者総合支援センター ぷりずむ	飛騨地域の障がい者や障 がい児への支援・相談	0577-32-6280	月～金 8:30～17:15
岐阜県配偶者暴力支援センター (岐阜県女性相談支援センター)	DV DV被害者の保護等	058-274-7377	月～金 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00
飛騨県事務所 福祉課	DV DV被害者の保護等	0577-33-1111	月～金 8:00～17:00
岐阜県警察 ストーカー相談 110 番	ストーカー・DV	0120-794-310	月～金 8:30～17:00
警察安全相談室	ストーカー・DV	058-272-9110 (プッシュ回線、携帯電話、 PHSからは #9110)	毎日 24 時間
飛騨市社会福祉協議会	暮らしの中の身近な心配 ごと・悩みごと、法律相 談等	本社 0577-73-3214 神岡支所 0578-82-3755	<p>■心配ごと相談</p> <p>(古川)毎月10日・25日 (神岡)毎月第2金曜・第4日曜日 (河合)偶数月第2水曜日 (宮川)奇数月第3金曜日</p> <p>■弁護士による無料法律相談</p> <p>毎月1回 13:30～16:30</p> <p>※ 会場等は広報紙『福祉ひだ』等 にてお知らせします。</p>
児童相談所 全国共通ダイヤル	児童虐待・児童相談 子育て相談	189	毎日 24 時間

第2次飛驒市男女共同参画基本計画

概要版

平成28年1月

飛驒市 企画商工観光部 企画課

TEL 0577-73-6558